

# 条例改正（案）の概要について

令和 5 年 7 月 11 日  
大 阪 市 環 境 局

# 1 条例改正の理由

- 健康増進法（平成14年法律第103号）の改正や大阪府子どもの受動喫煙防止条例（平成30年大阪府条例第101号）及び大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号）の制定など、喫煙をめぐる社会状況は大きく変化している。
- 国際観光都市をめざしている本市にとって、2025年の大阪・関西万博の開催は重要なマイルストーンであり、その開催理念である「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という理念に照らすと、市内全域での路上喫煙禁止に向けて取組を進める必要がある。

## 2 これまでの議論を踏まえた方針（案）

### 1 禁止の対象となるたばこの種類について

#### （1）主なご意見等

- 加熱式たばこの利用者へ規制することについて説明する際は、たばこの葉を使っているものはたばこという事を説明していった方がわかりやすいと思う。
- 電子たばこを除外することにより、加熱式たばこの喫煙者が勘違いして、路上喫煙してしまうのではないか。
- 電子たばこの利用者は少ないと思われるので、そこに議論が引っ張られるのは得策ではない。

#### （2）方針（案）

- たばこの種類について規定がないため、健康増進法に準じて規定を新設する。  
（規制対象に電子たばこは含めず、加熱式たばこのみを追加する。）

## 2 これまでの議論を踏まえた方針（案）

### 2 路上喫煙を禁止とする場所の範囲について

#### （1）主なご意見等

- 国や地方自治体が管理する公共の場所をまず禁止し、基本的にはその民間の方々の財産権を侵害しないような形で整理したほうがよい。
- 受動喫煙問題や健康面を考えると、私有地や私道部分についても所有者等の協力のもと禁止区域としていくことも必要ではないか。
- 私道などの私有地については財産権等の関係もあるので、所有者から申請等に基づき、禁止地区に追加したら良いのではないか。
- 民間の管理地も含めて、全面的に過料対象とする調整は不可能だと思うので、全面的に路上喫煙をしないよう努力義務を定めておいて、禁止区域を設けるのはどうか。

## 2 これまでの議論を踏まえた方針（案）

### 2 路上喫煙を禁止とする場所の範囲について

#### （2）方針（案）

- ・ 現行条例の全面的な路上喫煙禁止の努力義務の規定を残したうえで、国や地方自治体が管理するものを中心として、道路、広場、公園等の公共の場所を禁止地区として定め、禁止地区内の違反者へ過料を適用する。

## 2 これまでの議論を踏まえた方針（案）

### 3 路上喫煙を禁止とする場所以外での取組について

#### （1）主なご意見等

- 主要道路に接している公開空地等については、禁止区域とすることについて協力を得られるよう働きかけたほうが良いのではないかと。
- 公開空地を禁止地区の対象外とする場合、公開空地内の喫煙者は過料対象とならないが、そこに接する歩道等での喫煙者は過料対象となるため、納得しづらいのではないかと。
- 私有地で灰皿だけが置かれている場所について、灰皿を撤去してもらうのではなく、補助制度を活用して、しっかりとした喫煙所を設置してもらえればと思う。

## 2 これまでの議論を踏まえた方針（案）

### 3 路上喫煙を禁止とする場所以外での取組について

#### （2）方針（案）

- ・私有地についても、本市が必要と認める地域（本市からの要請や土地・建物管理者の申出）では、禁止地区の対象とできる規定を追加する。
- ・土地・建物管理者に対して、受動喫煙や煙による迷惑を生じさせるおそれのある場所に禁煙表示をすることや灰皿等の喫煙設備を設置しないように配慮する努力義務規定を追加する。
- ・本市としても、土地・建物管理者に対しても啓発を行うとともに、自主的な活動の支援その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施する。

## 2 これまでの議論を踏まえた方針（案）

### 4 その他の検討事項

- 道路交通法の改正に伴い、「自転車等」に特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）を追加するなど、所要の規定整備を行う。

### 3 パブリック・コメントの実施予定

#### 意見募集の概要

##### (1) 意見募集期間

令和5年7月下旬から令和5年8月下旬まで（予定）

##### (2) 意見募集方法等

パブリック・コメント手続に関する指針に基づき実施

##### (3) 結果公表

令和5年9月下旬（予定）